

海外旅行傷害保険にかかる企業包括契約

調達仕様書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)

1. 件名

海外旅行傷害保険にかかる企業包括契約

2. 調達の概要

本調達は独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の役職員が PMDA の業務のため外国出張を行う際等に海外旅行傷害保険を付保するとともに、PMDA と保険会社の間において企業包括契約を締結する。

3. 企業包括契約期間

令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日

4. 保険の種類

海外旅行傷害保険

5. 保険対象地域

すべての国・地域。※1

※1戦争、内乱等が発生している国・地域は補償の対象外として差支えない。但し、補償の対象外となる場合はその判断基準等を明確に説明すること

6. 被保険者

・PMDA の業務のために外国出張を行う PMDA の役職員等（外国赴任を行う役職員及び帯同家族を除く）

7. 契約内容

（1）補償内容

基本補償は以下のとおり：

死亡保障（傷害死亡）	1,000 万円
死亡保障（疾病死亡）	500 万円
傷害後遺障害	1,000 万円
治療・救援費用	無制限
疾病応急治療・救援費用	300 万円
緊急歯科治療費用	10 万円
個人賠償責任	1 億円
携行品損害	30 万円
航空機寄託手荷物遅延	10 万円
航空機遅延費用	2万円

（2）補償サービスの要件

- ・ 提携医療機関においてキャッシュレス・メディカルサービスが受けられること
- ・ 提携医療機関の紹介及び有事の際の相談が24時間・365日、日本語対応で行えること(歯科治療にかかるものを除く)
- ・ オンラインでの申込を可能とし、オンライン申込みの場合は原則海外旅行保険証書をPDFにて即時発行可能であること。なお、オンライン申込みのシステムは複数者が同時に操作することに耐える設計であること。
- ・ オンライン申込みのシステムは、PMDAが指定する30ID程度の利用者アカウントの発行に対応すること。各利用者は、自身が担当する申込案件に限り閲覧・登録・更新を行えるものとし、他利用者が登録した個人情報閲覧できないアクセス制御機能を有すること。当該機能を標準で提供できない場合は、個人情報保護及び情報セキュリティを確保するための代替運用案又は代替機能(以下「代替手段」という。)を提示し、PMDAの承認を受けること。オンラインシステムを用いる場合において、ネットワーク環境等(落札者側かPMDA側かを問わない)の要因により当該システムを利用できない場合は、Eメールによる申込みを受付ける等、暫定的な対応を図ること。

(3) 被保険者数※2※3

- ・ 1年あたりの出張者見込み:約640名(内訳については下表のとおり)

保険期間	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
人数(人)	5	5	30	50	80	160	200	65	30	5	2	2	2	2	2

※2過去の実績からの見込みであり、上記人数及び保険期間での加入を保証するものではない。

※3出張者について、満70歳以上は0-3名程度を想定。

(4) その他

- ・ 上記に記載の事項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。
- ・ 代理店の選定にあたっては落札後PMDAと協議の上、決定すること。

8. 検収及び保険料の支払い

- ・ 月末締め、翌月末払いとする。
- ・ 保険会社は、PMDAからの毎月の申込数に基づいて保険料を算出し、請求を行うこと。PMDAは請求を検収した後、保険会社へ支払いを行う。なお、請求書又は内訳書等に、申込を行った部署の確認が容易に行えるよう、部署名を記載する等の措置を講じること。
- ・ 暫定保険料の支払いが必要な場合は、落札後速やかにPMDAに申告し、必要な手続きと金額について示すこと。なお、暫定保険料の支払いが必要な場合、最終月での請求額と暫定保険料の相殺対応は行わない。
- ・ 暫定保険料は入札金額に含まないこと。

9. 応札条件

- ・ 保険会社の世界的な基準として通常使用されているスタンダード&プアーズ社(S&P)の保険財務力格付にて A+以上の格付を得ていること。
- ・ 本仕様書 7(2)に定めるオンラインシステム、代替手段及び暫定手段の概要について、開札日の 5 営業日前までに、本仕様書 12 に記載の窓口連絡先宛てに書面にて提出し、PMDA の承認を受けていること。なお、PMDA 側のネットワーク環境やセキュリティ基準の観点から承認しない場合がある。

10. 秘密保持

落札者は、本受託業務実施の過程で知り得た情報を本受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してならないものとし、そのために必要な措置を講ずることとする。請負者は「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守すること。

11. その他

包括契約及び保険契約に付随する業務において、担当職員との十分な協議に基づき行うものとし、本仕様書に掲げている事項の他、本仕様書に記載がない場合や本仕様書により難しい状況が生じた場合、その他本業務を遂行するために必要な事項は PMDA 担当職員との協議のうえ、実施するものとする。

12. 窓口連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 国際企画部 山本

電話:03-3506-9456

メール Kokusaibu-chotatsu●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため、●を半角のアットマークに変えてください。